

# 令和 6 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和 7 年 12 月

仙 台 国 税 局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の還付申告に対する対応

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 選定にA Iを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額が増加
  - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加
  - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、37,811件（前事務年度34,623件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は18,856件（同17,451件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、3,039件（同3,160件）。うち、特別調査・一般調査が2,640件（同2,698件）、着眼調査が399件（同462件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、34,772件（同31,463件）。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、411億2千3百万円（同419億6千3百万円）。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、255億3千5百万円（同226億7千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは248億5千万円（同216億8千3百万円）、着眼調査によるものは6億8千5百万円（同9億9千6百万円）。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、155億8千8百万円（同192億8千4百万円）。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、56億3千万円（同53億2千1百万円）。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、46億3千4百万円（同39億1千5百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは45億8千6百万円（同38億3千4百万円）、着眼調査によるものは4千9百万円（同8千1百万円）。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、152万5千円（同123万9千円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、9億9千6百万円（同14億7百万円）。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比
			対前年比		対前年比		対前年比				
1	調査等件数	2,698		462		3,160		31,463		34,623	
	件	2,640	97.9%	399	86.4%	3,039	96.2%	34,772	110.5%	37,811	109.2%
2	申告漏れ等の非違件数	2,205		268		2,473		14,978		17,451	
	件	2,193	99.5%	221	82.5%	2,414	97.6%	16,442	109.8%	18,856	108.1%
3	申告漏れ所得金額	21,683		996		22,679		19,284		41,963	
	百万円	24,850	114.6%	685	68.8%	25,535	112.6%	15,588	80.8%	41,123	98.0%
4	追徴税額	3,186		72		3,258		1,387		4,645	
	本税	3,779	118.6%	44	61.1%	3,823	117.3%	984	70.9%	4,807	103.5%
5	加算税	648		8		656		20		676	
	百万円	807	124.5%	5	62.5%	812	123.8%	12	60.0%	823	121.7%
6	計	3,834		81		3,915		1,407		5,321	
	百万円	4,586	119.6%	49	60.5%	4,634	118.4%	996	70.8%	5,630	105.8%
7	申告漏れ所得金額	8,037		2,155		7,177		613		1,212	
	千円	9,413	117.1%	1,717	79.7%	8,403	117.1%	448	73.1%	1,088	89.8%
8	追徴税額	1,181		157		1,031		44		134	
	本税	1,431	121.2%	110	70.1%	1,258	122.0%	28	63.6%	127	94.8%
9	加算税	240		18		208		1		20	
	千円	306	127.5%	12	66.7%	267	128.4%	1	100.0%	22	110.0%
10	計	1,421		175		1,239		45		154	
	千円	1,737	122.2%	122	69.7%	1,525	123.1%	29	64.4%	149	96.8%

- (注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。  
 6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、701件（前事務年度762件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、553件（同582件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、39億7千9百万円（同37億6千4百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 762	件 701	% 92.0
土地建物等	683	629	92.1
株式等	79	72	91.1
② 申告漏れ等の 非違件数	件 582	件 553	% 95.0
土地建物等	519	487	93.8
株式等	63	66	104.8
③ 非違割合 (② / ①)	% 76.4	% 78.9	ポイント 2.5
土地建物等	76.0	77.4	1.4
株式等	79.7	91.7	12.0
④ 申告漏れ所得金額	百万円 3,764	百万円 3,979	% 105.7
土地建物等	3,471	3,199	92.2
株式等	293	780	266.2
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 494	万円 568	% 114.9
土地建物等	508	509	100.1
株式等	371	1,084	292.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、「調査等」による追徴税額の総額が増加
  - ・ 「実地調査」について、追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加
  - ・ 「簡易な接触」について、件数、非違件数及び追徴税額の総額が大幅に増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、12,863件（前事務年度 7,092件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は 7,574件（同 4,629件）。
  - ✓ 実地調査の件数は、2,195件（同 2,068件）。うち、特別調査・一般調査が 1,923件（同 1,838件）、着眼調査が 272件（同 230件）。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、10,668件（同 5,024件）。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、25億5百万円（同 20億1千7百万円）。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、21億3千9百万円（同 18億2千万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 20億8千8百万円（同 17億8千5百万円）、着眼調査によるものは 5千万円（同 3千5百万円）。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、97万4千円（同 88万円）。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、3億6千7百万円（同 1億9千7百万円）。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	1,838		230		2,068		5,024		7,092	
	件	1,923	104.6%	272	118.3%	2,195	106.1%	10,668	212.3%	12,863	181.4%
2	申告漏れ等の非違件数	1,465		146		1,611		3,018		4,629	
	件	1,548	105.7%	211	144.5%	1,759	109.2%	5,815	192.7%	7,574	163.6%
3	追徴税額	1,461		29		1,490		189		1,679	
	本税	1,688	115.5%	41	141.4%	1,730	116.1%	356	188.4%	2,086	124.2%
4	加算税	324		6		330		8		337	
	計	400	123.5%	9	150.0%	409	123.9%	11	137.5%	420	124.6%
5	追徴税額	1,785		35		1,820		197		2,017	
	計	2,088	117.0%	50	142.9%	2,139	117.5%	367	186.3%	2,505	124.2%
6	一件当たり追徴税額	795		127		721		38		237	
	本税	878	110.4%	152	119.7%	788	109.3%	33	86.8%	162	68.4%
7	加算税	176		25		159		2		48	
	計	208	118.2%	33	132.0%	186	117.0%	1	50.0%	33	68.8%
8	一件当たり追徴税額	971		152		880		39		284	
	計	1,086	111.8%	185	121.7%	974	110.7%	34	87.2%	195	68.7%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。  
 5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.8 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、492 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 174 万円に比べ、2.8 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 594 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 174 万円に比べ、3.4 倍となっています。
  - 令和 6 事務年度においては、56 件（前事務年度 42 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、1,484 万円（同 705 万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は、8 億 3 千 1 百万円（同 2 億 9 千 6 百万円）に上ります。
  - また、追徴税額の総額は 2 億 7 千 5 百万円（同 1 億 6 百万円）に上ります。

### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		5事務年度	6事務年度			
調査件数	件	42	56	133.3%	2,640	
申告漏れ等の非違件数	件	31	42	135.5%	2,193	
申告漏れ所得金額	百万円	296	831	280.7%	24,850	
追徴税額	百万円	106	275	259.4%	4,586	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	705	1,484	210.5%	941
	追徴税額	万円	252	492	195.2%	174

### ○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		5事務年度	6事務年度			
調査件数	件	11	9	81.8%	2,640	
申告漏れ等の非違件数	件	9	8	88.9%	2,193	
申告漏れ所得金額	百万円	161	151	93.8%	24,850	
追徴税額	百万円	48	53	110.4%	4,586	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,465	1,682	114.8%	941
	追徴税額	万円	435	594	136.6%	174

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1.8 倍～

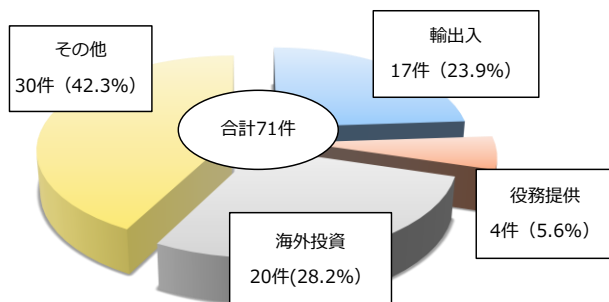
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、310 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 174 万円に比べ、1.8 倍となっています。

- 令和 6 事務年度においては、71 件（前事務年度 61 件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は 9 億 6 千 7 百万円（同 5 億 1 千 9 百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は 2 億 2 千万円（同 1 億 1 千 2 百万円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

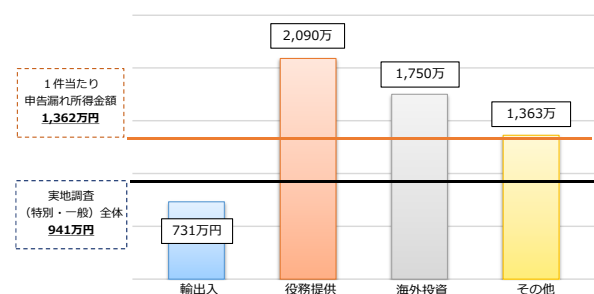
項目		事務年度等			6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		5事務年度	6事務年度	対前年比		
調査件数	件	61	71	116.4%	2,640	
申告漏れ等の非違件数	件	49	58	118.4%	2,193	
申告漏れ所得金額	百万円	519	967	186.3%	24,850	
追徴税額	百万円	112	220	196.4%	4,586	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	850	1,362	160.2%	941
	追徴税額	万円	183	310	169.4%	174

### ○ 取引区分別の調査の状況



(注) ( ) 内の数値は構成比

【1 件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の1.3倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は233万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の174万円に比べ、1.3倍となっています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、75件（前事務年度71件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、810万円（同642万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は6億8百万円（同4億5千6百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は120万円（同102万円）となっています。また、追徴税額の総額は9千万円（同7千3百万円）に上ります。

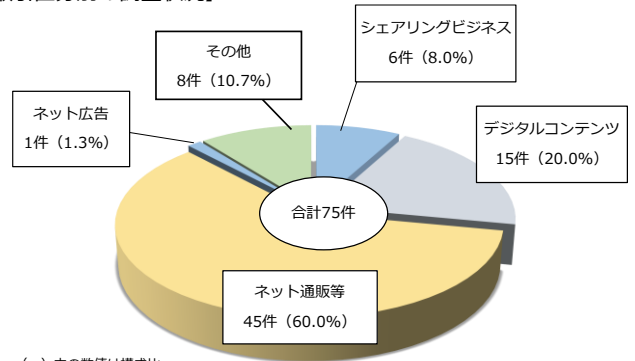
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、19件（前事務年度11件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,198万円（同670万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は2億2千8百万円（同7千4百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は4千4百万円（同1千8百万円）に上ります。

### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	5事務年度	6事務年度	対前年比			
調査件数	件	71	75	105.6%	2,640	
申告漏れ等の非違件数	件	57	62	108.8%	2,193	
申告漏れ所得金額	百万円	456	608	133.3%	24,850	
追徴税額	百万円	73	90	123.3%	4,586	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	642	810	126.2%	941
	追徴税額	万円	102	120	117.6%	174

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	5事務年度	6事務年度	対前年比			
調査件数	件	11	19	172.7%	2,640	
申告漏れ等の非違件数	件	10	16	160.0%	2,193	
申告漏れ所得金額	百万円	74	228	308.1%	24,850	
追徴税額	百万円	18	44	244.4%	4,586	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	670	1,198	178.8%	941
	追徴税額	万円	164	233	142.1%	174

## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税の追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、250件（前事務年度239件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,271万円（同1,993万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の941万円に比べ、2.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は56億7千8百万円（同47億6千2百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は404万円（同268万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の174万円の2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は10億9百万円（同6億4千2百万円）に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、426件（前事務年度467件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は277万円（同224万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の109万円に比べ、2.5倍となっています。また、追徴税額の総額は11億8千1百万円（同10億4千8百万円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### <所得税>

項目	事務年度等		6事務年度 実地調査 (特別・一般)全体			
	5事務年度	6事務年度		対前年比		
調査件数	件	239	250	104.6%	2,640	
申告漏れ所得金額	百万円	4,762	5,678	119.2%	24,850	
追徴税額	百万円	642	1,009	157.2%	4,586	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,993	2,271	113.9%	941
	追徴税額	万円	268	404	150.7%	174

### <消費税>

項目	事務年度等		6事務年度 実地調査 (特別・一般)全体		
	5事務年度	6事務年度		対前年比	
調査件数	件	467	426	91.2%	1,923
追徴税額	百万円	1,048	1,181	112.7%	2,088
1件当たり追徴税額	万円	224	277	123.7%	109

## 5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、71件(前事務年度87件)実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は65万円(同134万円)となっています。  
また、追徴税額の総額は4千6百万円(同1億1千7百万円)に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件		87	71	81.6%
申告漏れ等の非違件数	件		64	49	76.6%
追徴税額	百万円		117	46	39.3%
1件当たり追徴税額	万円		134	65	48.5%

- (注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った件数である。
- 2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

## 6 所得税の還付申告に対する対応 ～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、A Iの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

### <所得税の不正還付申告書の調査の状況>

- 令和6事務年度においては、23件（前事務年度3件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は90万円（同113万円）となっています。  
また、追徴税額の総額は2千1百万円（同3百万円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	件数	件			
調査件数		件	3	23	766.7%
追徴税額	百万円		3	21	700.0%
1件当たり追徴税額	万円		113	90	79.6%

### 所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	とび工事	2,018	416	-
2	スナック	1,695	149	-
3	レンタル業	1,514	250	-
4	うどん、そば	1,384	176	-
5	果樹栽培農業	1,359	240	2
6	焼肉	1,352	279	-
7	内科医	1,172	384	1
8	塗装工事	1,116	197	19
9	畜産農業（搾乳牛）	1,087	215	-
10	生命保険外交員	1,047	149	7

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	解体工事	1,844	ダンブ運送	1,777	ダンブ運送	1,537	内科医	1,241	コンビニエンスストア	1,649
2	バ	1,581	林業	1,608	スナック	1,455	スナック	1,181	果樹栽培農業	1,359
3	特定貨物自動車運送	1,493	とび工事	1,583	運転代行業	1,406	土木工事	1,148	とび工事	1,164
4	普通旅館	1,480	貨物軽車両運送	1,387	とび工事	1,129	施設園芸農業(花き)	1,083	畜産農業(肉用牛)	1,048
5	ダンブ運送	1,463	一般海面漁業	1,322	冷暖房設備工事	1,109	防排水工事	972	保険代理業	1,017

	令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	米作農業	1,040	個人タクシ	1,671	特定貨物自動車運送	1,501	内科医	1,483	とび工事	2,018
2	土木工事	1,020	果樹栽培農業	1,648	ブリータ	1,492	果樹栽培農業	1,426	スナック	1,695
3	内装工事	945	土木工事	1,264	酒場	1,447	土木工事	1,385	レンタル業	1,514
4	電気配線工事	791	畜産農業(肉用牛)	1,042	畜産農業(搾乳牛)	1,443	防排水工事	1,379	うどん、そば	1,384
5	果樹栽培農業	711	水道衛生工事	991	食堂	1,385	ブリータ	1,308	果樹栽培農業	1,359

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年度に係るものである。

2 令和4事務年度2位の「ブリーダー」は、令和3事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。